

# 「自然の権利」

## 基金



vol.76

2017年2月25日

事件報告 第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件

事件報告 亀岡駅北開発・スタジアム建設問題

会計報告

期日情報

いのちはじゅんぐり

利根川源流からエネルギー革命を！

マミー's' 日記

北川湿地に生きた生き物たち

●事務局より

### 事件報告 第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件控訴審判決について



2001年頃の泡瀬運動公園前の砂州。  
今は消滅している。この左側が埋められた。

1、泡瀬干潟は沖縄本島中城湾北部の沖縄市の前面に広がる約265haの面積の干潟で、埋立によって急速に減少する沖縄本島の干潟の中で、最後までまとまった形で残された沖縄最大の干潟であり、地理的關係や底質の多様さなどにより、生物生産性の高さ、種の多様性等、豊かな生態系を維持してきました。

2、泡瀬干潟埋立の当初事業等は知事により2000年承認・免許、02年から埋立が開始され、住民原告は、「第1次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求訴訟」（埋立や関連事業に対する公金支出の差止めを求める住民訴訟）を05年に提訴、08年一審判決（請求認容）、09年控

訴審判決（被告側の控訴棄却）、確定。

この事業は、①市域の36%を米軍基地が占め、失業率も高く、基地依存経済からの脱却等が課題とされている沖縄市と連携し、国と県が干潟と浅海域を186.5haを埋め立て、埋立地の一部を国→県→沖縄市と転売し、リゾート施設等を誘致し地域経済活性化に繋げる、②泡瀬に近接する新港地区「特別自由貿易地域」の泊地・航路を浚渫し、埋立地を浚渫土砂処分場とするというもの。

3、第一次訴訟各判決は、本件公金支出の決定、埋立事業の免許・承認について疑問もあり、裁判中に沖縄市長が埋立計画の「見直し」を表明し、新たな土地利用計画策定に向け沖縄市段階で手続を開始したことから、従来の土地利用計画は撤回されて、埋立地の土地利用計画も失効し、経済的合理性がないなどとして、埋立事業等に対する公金支出の差し止めに認めました。

4、第1次判決確定後、国、県、市は新たな「土地利用計画」を策定し、11年4月知事に対し埋立事業の変更申請、同年7月変更許可、埋立工事が再開されました。新たな「計画」では、前記事業目的①、②はほぼ変わらず、埋立区域を約96haとほぼ半減し、競技場や人工ビーチ等を建設、宿泊施設等を誘致して、スポーツ関係者や観光客、地元住民を年間計415万人を受け容れるというものです。

5、第2次訴訟は、11年提訴、15年一審判決（請求棄却）、16年11月控訴審判決（住民側の控訴棄却）、いずれも不当判決で住民側は上告中です。

第2次判決は一、二審とも、原告らの行政判断に対する裁判所の審査はある程度厳格な審査方法によるべきだと主張したことに対し、行政の広い裁量権を認めて、裁判所は知事等の判断が「著しく妥当性を欠く」場合にのみ違法となるなどとして、原告らの主張は採用せず、①需要予測は統計等客観的資料に基づいてなされている、②環境に対しては、その時点における知見に従って「実行可能な」対策がなされている、③予測されている津波最大遡上高に対しては、避難場所の確保等によって対応することが現実的であること、などを認定して、知事らの裁量権の逸脱・濫用等は認められないとして、原告らの主張を認めませんでした。

しかし、第2次判決の論理では、裁判所に委ねられた行政の無駄遣いのチェックや、自然環境を守るという役割を果たせず、埋

立て生き物は生き埋めとなり、水質悪化のために干潟生態系は多大な被害を受けています。

私たちは、生物多様性が保全されるよう、引き続きがんばります。ご支援をお願い致します。

(文) 泡瀬干潟「自然の権利」訴訟弁護団  
弁護士 原田彰好



控訴審判決。裁判所前まで行進する原田弁護士と原告団

## 連載 命はじゅんぐり

愛知県新城市で「有機循環型農業」を実践する松沢さんは、ゴルフ場反対運動や自然保護活動にも熱心に取り組まれています。農をつうじて培われた、「自然とつきあう作法」をご紹介します。熊本地震のニュースをみて、減災力アップに有機農業が有効であるとしみじみ思い3回シリーズで書いていただきました。

### 熊本地震に思う 3回シリーズ ③ 豊かに食べ元気に暮らし続ける

食べたいものを作る。その延長線上に消費者の食卓を考える。有機就農を決意したときの基本構想である。旬のものを一番おいしく食べる。それが田畑と百姓の健康につながり、地域の伝統文化の継承にもなる。

福津農園の作物は、年間で野菜・穀物・果物が軽く100品種を超える。山羊や鶏がいる。身近な野生動物もうまい。野菜の端境期を補う山野草も売れるほど採れるよう園内に配置してある。ビニールハウスやトンネルのような旬はずしの仕掛けは使わない。当地は食料に恵まれた気候風土である。生鮮品に加えて漬物、乾燥品、ビン詰め、発酵食品等の加工品もある。

そこで南海トラフでの広域大地震が起こったらどうなる。

ライフラインは長期間途切れるだろう。数々の大地震に耐えてきた築300年の家屋だが、これは倒壊するかもしれない。でも、多くの人が寄り合えるように作った超軽量で頑丈な農用多目的小屋は、雨露をしのぎながらゆっくり寝られそう。

水は市の水道が引いてなく山からの簡易水道だが、これは止まるだろう。でも、足元にはいつでも汲んで飲めるきれいな湧き水や沢水がある。屋外での薪による煮炊きや湯沸しはいつでもOK。停電で冷蔵庫が使えなくても、新鮮で豊富な卵や肉に困らない。穀類や芋や加工食品の貯えがある。何より新鮮な野菜が食べ切れない程畑にある。病気や怪我さえしなければ、旬産旬消、地産地消を少量多品目生産でこなす有機百姓は、震災時にも豊かに食べ、元気に暮らし続けられる。近くて往来が可能な消費者とはこの暮らしをシェアできる。東洋の叡智「身土不二」は伊達でない。

(文) 福津農園 松沢政満



(晩春) 築300年の家の南側の10aにも満たない畑、5月の黄金週間という野菜の端境期ではあるが、収穫中から定植直後まで数えてみると、手前は収穫盛期の絹莢えん豆、スナックえん豆、他に収穫中のキャベツ、玉ネギ、葉ネギ、コマツナ、ホウレンソウ……23作物ある。他に畑の中や縁にセリ、ミツバ、カラムシ、スギナ等おいしく食べられる野草がたっぷりある。



## 亀岡駅北開発・スタジアム建設問題の現状

### 1. 亀岡駅北開発～二つの裁判

亀岡駅の北側において予定されている、駅北土地区画整理事業（組合施行）と球技専用競技場（京都スタジアム（仮称））建設を含む「京都・亀岡保津川公園」の都市計画公園事業をストップさせるために、2013（平成25）年の台風18号により浸水被害を受けた周辺住民ら約150名が原告となって二つの取り消し訴訟を提起し、8名の常任弁護団でこれを支援しています。

土地区画整理事業については2014（平成26）年12月4日に土地区画整理組合設立認可取消請求訴訟（以下、「区画整理取消訴訟」）を提起、京都スタジアム建設を含む都市計画公園事業については、2015（平成27）年1月13日に都市計画公園事業認可取消請求訴訟（以下、「都市計画公園取消訴訟」）をそれぞれ提起し、現在二つの訴訟（被告は亀岡市）は京都地裁第3民事部において併合審理されています。

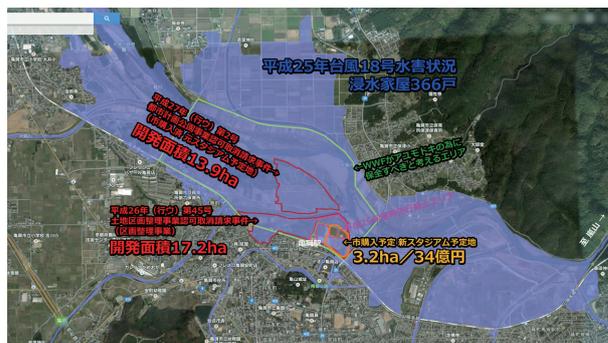
上記概要については、「自然の権利」72号（2015年10月）及び「環境と正義」186号（2016年4月）で詳しく紹介していますので、昨（2016）年春以降の動きを報告させていただきます。

また、詳細は、亀岡駅北開発・スタジアム関連訴訟を支える会のHP <http://ekikita.org/>をご覧ください。

### 2. スタジアム予定地の変更～アユモドキ保全の世論の成果

昨（2016）年4月、世界からよせられた絶滅危惧種アユモドキ保全の要請を受けて、京都府の環境保全専門家会議は、座長提言という形で、スタジアムの建設場所を都市計画公園用地から土地区画整理事業用地に変更することにより、アユモドキへの影響を軽減できるとする異例の提言を行いました。同提言は、一方では、アユモドキ保全の世論の成果ですが、他方では、開発により周辺住民の水害の危険を増大させる区画整理事業用地をスタジアムに転用するという、極めて政治的な妥協策でした。京都府及び亀岡市は、これを受けて、地権者からスタジアム建設予定地の購入を図り、8月に正式に計画変更を発表しました（下図参照）。

このため、二つの裁判のうち、都市計画公園取消訴訟については進行を保留し、区画整理取消訴訟について、引き続き進行することになりました。



しかしながら、区画整理事業用地に大規模スタジアムを建設するにあたってのアユモドキへの環境影響評価はなされておらず、アユモドキに対する懸念が払拭されたわけではありません。

### 3. 最大の争点～水害の危険の増大

区画整理取消訴訟の最大の争点は、下流に保津峡の狭窄部があることから、洪水が逆流して氾濫する浸水常襲地であり、長らく遊水地として機能していた田畑で、都市計画の線引きでは、「溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域」（同施行令8条2号）としての市街化調整区域であったのを、市街化区域に変更して事業認可を受けたことの違法性です。

具体的には、市は当面計画（10年に1度の洪水確率）を達成し、今後、暫定計画（1/30確率）、基本計画（1/100確率）の達成を目指していくので、開発は許されるとしていますが、現に変更後に2013年台風18号による大水害が起きており、下流の保津峡の狭窄部を拡幅することは、景観的にも財政的にも不可能です。このため、1/100確率はおろか、1/30確率も達成不能なところに、遊水池（霞堤）を埋め立てて開発することは、災害の危険を増大させ、裁量権の逸脱・濫用であると主張しております。

既に、国土問題研究会の一次意見書を提出し、現在、今本博健氏（元京都大学防災研究所長・元淀川流域委員会委員長）の意見書の提出を準備中です。

また、計画の変更は、区画整理事業用地の道路の付け替えを伴うため、今後、事業認可の変更が行われることになり、その段階で、訴えの変更を行うこととなります。

いずれにせよ、裁判はこれから正念場を迎えますので、引き続きご支援をお願い申し上げます。

（文）亀岡駅北開発・スタジアム問題弁護団  
弁護士 飯田 昭

### 上関訴訟カンパのご報告とお礼

「奇跡の海を守りたい」と書かれた上関「自然の権利」訴訟カンパのチラシから、実に多くの方々から寄付をお送りいただき、2016年度中に1,340,131円が集まりました。本当にありがとうございました。

### 「自然の権利」応援団よりカンパをいただきました

ご購入下さったみなさま、「自然の権利」応援団の下記の方々に、心から感謝申し上げます。

- ・シュトーレン【ベッカライ ヨナタン様】売上の10%（23,017円）
- ・自然栽培米ササニシキ【環境と健康を考えるJ&M 阿部 淳様】売上の10%（8,918円）
- ・グレープフルーツ【みかん山 吉田浩司様】売上の10%（7,500円）
- ・ナキウサギカレンダー【ナキウサギふあんくらぶ様】売上の40%（11,520円）

## 事件報告 会計報告

2017年2月3日、理事の菅野庄一先生の事務所にて理事会を開催し、予算決算の決議や活動報告を行いました。残念ながら会員の減少に歯止めがかからず、事業費・管理費ともに緊縮財政としています。何卒ご理解をお願いいたします。

科目	2016予算額①	2016決算額②
<b>(収入の部)</b>		
1 会費・入会金収入	2,808,000	2,625,000
2 会費前払金	45,000	
3 寄付金収入	1,825,200	1,097,076
4 ジュゴン緊急カンパ・上関カンパ	0	1,439,732
5 広告収入	0	0
6 事業収入	103,831	74,835
7 雑収入	973	1,172
8 前期繰越金	3,238,484	3,238,484
収入合計	8,021,488	8,476,299

科目	2016予算額①	2016決算額②
<b>(支出の部)</b>		
1 事業費	2,684,754	2,527,348
訴訟援助金	903,595	900,000
ジュゴン事業費	1,381,159	1,381,039
通信発行費	400,000	246,309
2 管理費	3,536,734	3,592,863
事務委託費	2,640,000	2,640,000
印刷費	300,000	311,394
通信運搬費	95,000	109,287
借室料	180,000	180,000
旅費交通費	0	0
消耗品費	5,000	19,765
手数料	30,000	27,784
広告宣伝費	47,174	49,262
カレンダー仕入代	34,560	18,240
★税金	0	22,800
法人化手数料	205,000	214,331
3 予備費	0	0
4 繰越金	1,800,000	2,356,088
当期繰越金	1,800,000	1,229,096
上関未執行寄付金	0	1,126,992
会費前払金	0	0
当期支出合計(C)	8,021,488	8,476,299

科目	金額	科目	金額
<b>I 資産の部</b>		<b>II 負債の部</b>	
現金	22,835	負債合計	0
普通預金	2,709,469	III 正味財産の部	
振替貯金	2,123,784	確保正味財産	1,000,000
		消費予定正味財産	3,856,088
資産合計	4,856,088	負債及び正味財産合計	4,856,088

科目	2016決算①	2017予算②
<b>(収入の部)</b>		
会費・入会金収入	2,625,000	2,745,000
会費前払金	27,000	
寄付金収入	1,097,076	1,784,250
カンパ(未処理繰越金)	1,439,732	0
泡瀬丹護団カンパ	0	0
広告収入	0	0
事業収入	74,835	74,835
雑収入	1,172	1,172
当期収入合計(A)	5,237,815	4,632,257
前期繰越金	3,238,484	2,356,088
収入合計(B)	8,476,299	6,988,345

科目	2016決算①	2017予算②
<b>(支出の部)</b>		
1 事業費(援助金)	2,527,348	2,558,039
訴訟援助金	900,000	1,100,000
ジュゴン援助金	1,381,039	215,060
上関援助金		992,979
通信発行費	246,309	250,000
2 管理費	3,592,863	3,323,000
事務委託費	2,640,000	2,640,000
印刷費	311,394	300,000
通信運搬費	109,287	95,000
借室料	180,000	180,000
旅費交通費	0	0
消耗品費	19,765	18,000
手数料	27,784	30,000
広告宣伝費	49,262	40,000
カレンダー仕入代	18,240	20,000
★税金	22,800	0
法人化手数料	214,331	0
3 予備費	0	0
当期支出合計(C)	6,120,211	5,881,039
当期繰越金	2,356,088	1,107,306
当期支出総合計	8,476,299	6,988,345
当期収支差額(A-C)	-882,396	-1,248,782
次期繰越収支差額(B-C)	2,356,088	1,107,306

科目	金額	科目	金額
<b>I 資産の部</b>		<b>II 負債の部</b>	
現金	22,835	負債	0
普通預金	2,709,469	III 正味財産の部	
振替貯金	2,123,784	正味財産	4,856,088
		自然の権利基金	2,095,036
		泡瀬丹護団	2,000
資産合計	4,856,088	負債及び正味財産合計	4,856,088

※特別支援基金口座  
二〇〇三年に、やんばる訴訟一審勝訴判決の新聞記事を読まれた方より、一千万円の寄付を頂きました(同年七月二十五日にご逝去されました)。全額を「特別支援基金」として、弊会で常用させていただいております。「不治の病でも長くありません。老後に備えて貯めておいたお金は必要なくなりました。登山するなど一生とおして自然に親しんできたので、ぜひ自然のために役立ててほしい」という方のご遺志をつぎ、私どもは活動してまいります。

## 期日情報

応援をよろしくお願いいたします。

【核燃サイクル阻止】 青森地方裁判所

3月10日 13:30~ 口頭弁論  
(高レベル裁判、再処理裁判ともに)

【白保 新石垣空港】

・収用裁決取消訴訟 終了しました。  
応援ありがとうございました。

・事業認定取消訴訟(最高裁判所)

2016年10月12日 上告しました。

・完成検査合格処分取消訴訟(最高裁判所)

2016年3月2日 上告しました。特に動きなし。

【上関原発】 山口地方裁判所

4月19日 14:30~ 口頭弁論

【泡瀬干潟】 最高裁判所

上告中

【路木ダム】 最高裁判所

上告中

【えりもの森】 札幌地裁

4月19日 14:00~ 口頭弁論

【有明】

・小長井・大浦漁業再生(福岡高等裁判所)

2015年3月1日 上告中

・開門阻止(長崎地方裁判所)

2月24日 10:30~ 和解協議

3月27日 14:40~ 和解協議

・小長井・大浦漁業再生[第2陣・第3陣](長崎地方裁判所)

3月27日 14:30~ 口頭弁論

・請求異議訴訟(福岡高等裁判所)

2月9日 15:00~ 進行協議?

・開門差止仮処分(保全抗告)(福岡高等裁判所)

2月9日 15:00~ 審尋期日

【馬毛島】

・原因裁定・責任裁定申請(公害調整委員会)

2016年10月26日 裁定

・損害賠償請求事件(鹿児島地方裁判所)

2016年11月24日 提訴

2017年2月1日 15:00~ 口頭弁論

【天ヶ瀬ダム再生事業差止事件】 京都地方裁判所

4月11日 13:30~ 弁論準備

【亀岡駅北&スタジアム問題】 京都地方裁判所

亀岡駅北開発土地区画整理組合設立認可取消 3月23日 11:00~

亀岡駅北開発都市公園事業認可取消 3月23日 11:00~

# 利根川源流からエネルギー革命を！

建築家河合純男さんより再生可能エネルギーへの取り組みについてご紹介いただきます。

前橋市内に5,000kWクラスのバイオマス発電所建設計画がある。みなかみ町からも材の供給を考えているようで、早くから町に材集積場としての適地を打診していた。別企業による、みなかみ町での3,000kWクラスの発電所計画もある。後者は2度に渡って計画が地方紙の一面を飾った。みなかみ町住所の企業名と代表者名があるが、実態は不明。地域住民からの「地元の説明もなく、計画が進んでいる」との相談を受け、急遽専門家を招聘して大型発電所の説明会を開いた。開催して30分もたたないうちに区長と公民館長が入ってきて「使用許可を出していないのですぐに解散なさい」と興奮状態で一方的に通告してきた。地元の有力者かつ地権者だと使用許可をとったメンバーが教えてくれた。



第3回みなかみ地域エネルギーフェスタ

大型発電所は森林の循環を断ち切ってしまう可能性が高い。私たちが計画しているバイオマス発電所は100kWクラスで、みなかみ町の森林資源をうまく循環させられる規模だ。それでも地元合意は重要だと理解しているので、様々な機会を利用して広報活動をしている。今回で3度目になった「みなかみ地域エネルギーフェスタ」は130人を超える来場者があり、地域に根差してきたようだ。

幸いにも、5,000kW用の集積場は地権者の合意が得られなくとん挫。3,000kWの計画は、大本のプラントメーカーが撤退を表明したので計画だけ宙に浮いている状況だ。

(文) 河合純男、(写真) 青木邦夫 みなかみ地域エネルギー推進協議会



## マミー's'日記



環境問題に関心のあるお母さんたちによるリレーエッセイです。

12月になっても半そでで過ごす日が多かった沖縄。ツワブキも例年よりだいぶ遅れて12月の半ば頃に咲きはじめました。それでも、月の満ち欠けと共に変化する海の潮はちゃんと夏の反対になっていて、そろそろ夜の海がイザリに出るおばあちの電灯の光でにぎやかになるなあと思っていた頃、突然、あのオスプレイの墜落事故が起きました。墜落した安部（あぶ）は、私が自然案内をしている嘉陽の隣りでした。

県民がオール沖縄となって配備を反対したオスプレイ。それをまったく無視して強引に配備決定をした日本政府。民家や学校などの上空を低空飛行し、昼夜問わず飛ぶオスプレイの騒音に苦しめられ、配備撤回が求められていたなかで起きた事故でした。2004年に沖縄国際大学に米軍のヘリが墜落した事故と同じように、現場は米軍によって立入禁止とされ、さらに高江にいた機動隊が現場警備に投入されて、安部は突然穏やかな日常を失ってしまいました。防護服を着て大破した機体を切断する米兵の姿に恐ろしくなりました。油と共にいったいどんな危険なものが海に流れたのか。海の生きものたちは大丈夫なのだろうか。原因がわからないまま、たった6日後にオスプレイの飛行が再開されました。

事故から1ヶ月がたった今も、「またいつ落ちるか・・・今度はどこに・・・」不安や恐怖がいつも心のどこかにあります。「やんばるに、子どもたちを安心して育てられる日はやってくるのかな」と、ツワブキにつぶやいた年頭でした。

(文) エコネット・美 (ちゅら) 鳥袋安奈  
URL:<http://www9.big.or.jp/~chura/>



ツワブキ

# 北川湿地に生きた生き物たち

## 第4回 ランの受難

場所は神奈川県三浦市三戸、いまは開発により残土処分埋め立てられ、かつての神奈川県最大規模の湿地は失われました。このコーナーでは、そこに棲んでいた生き物たちにスポットをあてて、なくしたものの大きさを考えたいと思います。



ランの仲間は、美しい花をもつものが多いことから珍重されます。その裏返しとして、盗掘の被害にあいやすく、絶滅危惧種になっているものも少なくありません。北川湿地に生育していたランとしては、エビネ：写真・準絶滅危惧種（環境省）・絶滅危惧Ⅱ類（神奈川県）、ナギラン：絶滅危惧Ⅱ類（環境省）・絶滅危惧ⅠA類（神奈川県）、マヤラン：絶滅危惧Ⅱ類（環境省）、クロムヨウラン：絶滅危惧Ⅱ類（神奈川県）が確認されました。キンラン：絶滅危惧Ⅱ類（環境省・神奈川県）については、事業者側のアセスでは漏れており、私たちが確認しました。



ランの仲間の特徴として、土壌中の菌類（菌根菌）との特別な共生が挙げられます。菌との共生がなければ生育できない種では、移植はたいへん難しくなります。アセスの記載では、これらの希少植物を小網代の森の中の適切な場所に移植する計画となっていました。どこへ移植したかは、「希少種保護の観点から明らかにしない」とのことで公表されず、これでは移植に成功したかどうかはわかりません。自然に生育していた場所ですべて保全することが最良の方策でした。

（文）三浦・三戸自然環境保全連絡会 横山一郎

北川湿地に生育していたエビネ  
(2008年05月06日・横山一郎撮影)

**【誤植のお詫び】** 通信75号「北川湿地に生きた生き物たち」の冒頭に誤植がありました。次のように訂正させていただきます。ご迷惑をおかけした読者の皆様、ならびに関係各位に深くお詫び申し上げます。

誤：「チハンゲショウは、」 → 正：「ハンゲショウは、」

### 事務局より

寒さの中にもようやく春の気配が感じられる季節となりました。いつも「自然の権利」基金をご支援くださりありがとうございます、心より感謝申し上げます。また年末に配布させていただいたジュゴンチラシなどから新たに会員になって下さった皆様、どうぞよろしく申し上げます。今号は、今年になってはじめての通信です。会員減少に歯止めがかからない状況ですが、最善の方策を練って、誠心誠意つとめて参ります。応援を宜しく願いいたします。また、基金を紹介していただける機会がございましたらご協力をお願いします。

今号には会費をお願いするため払込用紙を同封しております。年会費は毎年1月1日から12月31日の1年間で、毎年2月の発行号に払込用紙をお入れしています。（なお、すでに今年度分をお送りいただいた方には同封いたしておりません）。また、同封のジュゴンチラシは、ジュゴン訴訟がまた動きだしますのでご協力をよびかけるものです。ジュゴン訴訟についてはまた報告いたします。ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



ひとつの地球！  
ともにある仲間たち！

「自然の権利」基金通信 vol.76

〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階

TEL. 052-459-1752 FAX. 052-459-1751

E-mail shizennohenri@green-justice.com URL <http://www.f-rn.org/>

【振替口座】01070-6-31179 「自然の権利」基金